第２節　推進状況

環境目標Ⅰ「環境負荷の少ない安全で住みよいまちを目指します」

基本方針　Ⅰ－１　快適な生活環境の確保

大気汚染や水質汚濁、騒音・振動、悪臭などの公害の発生を抑制する取組を説明します。

施策①　公害の防止

１　公害苦情の概要

公害苦情（典型７公害に関する苦情）は１２件で、前年度に比べ減少しました。

■年度別公害苦情受理件数の推移　　単位：件

	大気汚染	水質汚濁	騒　音	振　動	悪　臭	土壌汚染	地盤沈下	合計
２７年度	14	8	10	1	4	0	0	37
２８年度	17	11	7	1	3	0	0	39
２９年度	7	7	4	0	2	0	0	20
３０年度	8	4	2	0	0	0	0	14
令和元年度	2	5	2	0	3	0	0	12

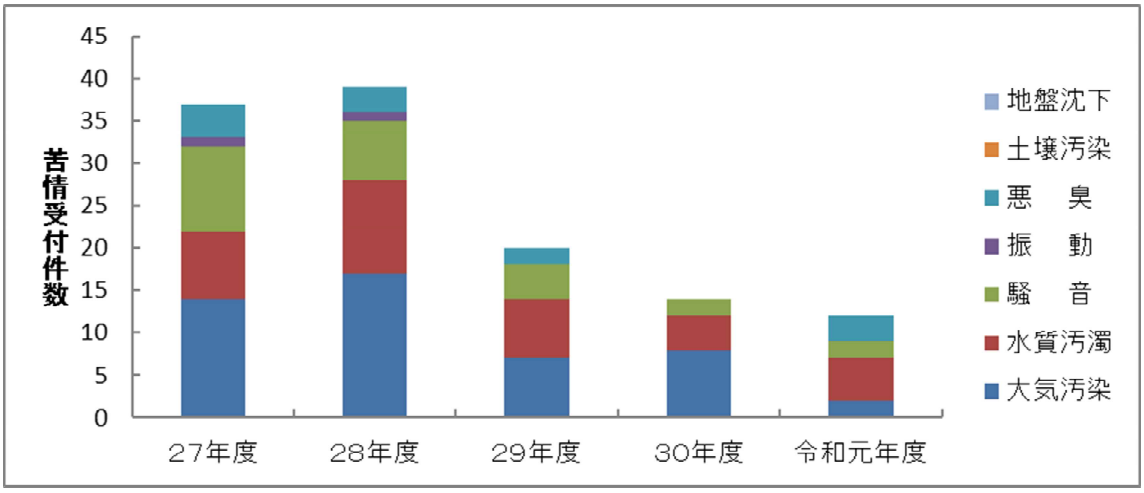

苦情受理件数は水質汚濁が一番多く５件、次に悪臭が３件となっています。水質汚濁のうち３件が油流出に対するものです。次いで多い悪臭の苦情原因は、畜産や工場からの焼却臭等です。

また、平成２０年度から、公害関係法令の規制基準を超えない相談事案への対応については、公害苦情件数に含まないこととしておりますが、令和元年度は６５件対応しております。内訳としては大気汚染に関する相談が麦わらなどの焼却等１３件を含む２０件、水質汚濁に関する相談が６件、騒音に関する相談が２０件、悪臭に関する相談が１８件となります。

２　公害紛争処理

公害苦情は地域住民に密着した問題であり、迅速･適正に解決することはよりよい生活環境をつくるうえで極めて重要なことです。そこで本市では、公害苦情の相談窓口を設けて、速やかな解決に努めています。なお、公害紛争を市で解決できなかった場合、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づく公害等調整委員会が国に、公害審査会が県に置かれています。

■条例の主な手続



３　公害防止協定等

（１）公害防止協定

公害防止協定とは、地方公共団体がその管轄区域に立地する企業と公害防止を目的として結んだ取り決めをいいます。

市では、市内に立地する様々な業種の企業と立入検査等の条項を盛り込んだ協定を、法律や条例の規制を補完するものとして結んでいます。

公害防止協定を締結することにより公害の防止や環境負荷の低減を図るとともに、事業者の環境保全の取組を促進し、健全で快適な環境の確保が見込まれます。

令和元年度は３事業者（製造業３事業者）と協定を結び、締結企業数は１５９企業となりました。

今後も、健全で快適な環境の確保を目指し、積極的に事業者と公害防止協定を締結していきます。

産業分類	建設業	製造業	電気･ガス･熱供給･水道業	運輸業	卸売・小売業	サービス業	公務	合計
締結企業数	1	104	4	12	5	32	1	159

（２）公害防止組織

公害防止組織とは、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」を根拠として、同法で定められた特定の業種で、一定規模以上の施設を設置している工場（特定工場）に対して、公害防止統括者や公害防止管理者等の選任・届出を義務付けることにより、内部的な公害防止体制を整備し、もって公害の防止に資することを目的とするものです。

また、県ではこれに加え、「埼玉県生活環境保全条例」により、同法で対象とならない工場・事業場に対して、一定の要件を定め、公害防止監督者や公害防止主任者等の選任・届出を義務付け、公害防止組織制度の充実を図っています。

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」による選任状況		埼玉県生活環境保全条例による選任状況	
選任区分	選任事業所数	選任区分	選任事業所数
公害防止統括者	40	公害防止監督者	69
大気関係管理者	19	大気関係主任者	21
特定粉じん関係管理者	0		
一般粉じん関係管理者	4		
水質関係管理者	17	水質関係主任者	7
ダイオキシン類関係管理者	2	ダイオキシン類関係主任者	4
騒音･振動関係管理者	13	騒音･振動関係主任者	48
公害防止主任管理者	2		

※公害防止統括者・監督者は、事業所における公害防止に関する業務を統括管理する。
※公害防止管理者・主任者は、事業所における公害防止に関する技術的事項を管理する。
※公害防止主任管理者は、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する。

施策②　大気汚染対策

１　固定発生源に対する大気汚染対策

（１）工場・事業場に対する大気汚染対策

大気汚染を防止し、環境基準を達成するためには、工場、事業場、自動車等の固定発生源から大気中に排出される汚染物質の量を減らすことが必要になります。

「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」では、発生源ごとに汚染物質の排出を規制しています。

本市では、大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、ばい煙発生施設や一般粉じん発生施設を設置している事業場に、抜き打ちで立入検査を実施しており、施設使用状況、ばい煙の自主測定結果、実機の確認等を行っています。

また、特定粉じん排出等作業の実施の届出があったときは、作業基準の遵守の確認等の立入検査を行っています。

■大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等

項目	説明
（大気汚染防止法） ばい煙発生施設	「ばい煙発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で、ばい煙を発生・排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気汚染の原因となるもので、政令で定めるボイラー、廃棄物焼却炉等をいいます。 当該工場又は事業場における施設ごとの排出口で、汚染物質ごとに排出基準を遵守しなければなりません。また、ばい煙量・ばい煙濃度等の自主測定を行い、その結果を記録し、３年間保存しなければなりません。
（大気汚染防止法） 一般粉じん発生施設	「一般粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で、一般粉じんの発生・飛散等により大気汚染の原因となるもので、政令で定めるベルトコンベア・破砕機等をいいます。 一般粉じん発生施設の設置者は、構造や使用等の基準を遵守しなければなりません。
（大気汚染防止法） 特定粉じん発生施設	「特定粉じん発生施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で特定粉じん発生等し、飛散等により大気汚染の原因となるもので、法令で定める解綿用機械等をいいます。 特定粉じん発生施設の設置者は、敷地境界基準を遵守しなければなりません。 なお、本市には特定粉じん発生施設の設置はありません。
（大気汚染防止法） 特定粉じん排出等作業	「特定粉じん排出等作業」とは、特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材等）が使用されている建築物・工作物を解体、改造又は補修する作業をいいます。 特定粉じん排出等作業を行う事業者は、大気汚染防止法に基づき事前の届出が義務付けられており、作業基準（作業場の隔離、作業場内の負圧保持等）を遵守しなければなりません。
（埼玉県生活環境保全条例）指定ばい煙発生施設	「指定ばい煙発生施設」は、大気汚染防止法では届出義務のない規模のばい煙発生施設で、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出が必要な施設です。
（埼玉県生活環境保全条例）指定粉じん発生施設	「指定粉じん発生施設」は、大気汚染防止法では届出義務のない規模の粉じん発生施設で、埼玉県生活環境保全条例に基づき、届出が必要な施設です。

※「ばい煙」とは、燃料その他の物の燃焼等に伴い発生する硫黄酸化物・ばいじん等のことをいいます。
※「一般粉じん」とは石綿以外で、物の破砕、選別その他機械的処理又はたい積等に伴い発生・飛散する物質のことをいいます。
※「特定粉じん」とは、石綿（アスベスト）のことをいいます。

■大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく届出事業者数・立入事業所数等

項目	届出事業者数等（令和元年度末）	立入検査事業所数等（令和元年度）
（大気汚染防止法） ばい煙発生施設	届出事業場数：９３ 届出施設数：１８４	延べ２５事業場
（大気汚染防止法） 一般粉じん発生施設	届出事業所数：１２ 届出施設数：１２９	延べ　６事業所
（大気汚染防止法） 特定粉じん発生施設	―	―
（大気汚染防止法） 特定粉じん排出等作業	届出件数：１２	延べ４０件
（埼玉県生活環境保全条例）指定ばい煙発生施設	届出事業場数：２２ 届出施設数：２２	延べ７事業場
（埼玉県生活環境保全条例）指定粉じん発生施設	届出事業所数：２１ 届出施設数：２１２	延べ１０事業所

（２）野外焼却防止

稲わら・麦わら等の焼却に対しては、巡回パトロール及び農家への訪問指導、防止呼びかけチラシの作成・配布、防災無線などですき込みによる堆肥化を呼びかけ、焼却防止に向けての対策を実施しました。

２　移動発生源対策による大気汚染の防止

（１）自動車排出ガスの抑制

■低公害・低燃費軽自動車導入奨励事業補助金

環境にやさしい低公害・低燃費軽自動車への乗換えを奨励する事業を実施しました。

・対象車：電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低公害・低燃費車
（グリーン化特例適用車）

・補助額：四輪乗用車（自家用）　：２，７００円、５，４００円または８，１００円
四輪乗用車（営業用）　：１，８００円、３，５００円または５，２００円
四輪貨物用車（自家用）：１，３００円、２，５００円または３，８００円
四輪貨物用車（営業用）：１，０００円、１，９００円または２，９００円
※補助額は車両の区分及び燃費基準により異なります。

・実績：　交付台数：２０９台　　交付額：１，５４９，９００円

３　大気環境の調査・監視等の実施

（１）市独自の調査・監視

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄（亜硫酸ガス）などの硫黄酸化物、二酸化窒素などの窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）などが挙げられます。

市では、大気環境の実態把握のため、環境基準が定められている物質等の監視測定を継続して行いました。

■大気環境調査測定地点図



項目大分類	調査分類	項目小分類	測定地点数	地図記号
有害物質	市内全域調査	二酸化硫黄（SO_2）	6	◎
		二酸化窒素（NO_2）	10	●
	固定発生源周辺調査	二酸化窒素（NO_2）	5	◉
降下ばいじん	市内全域調査	pH、液量、溶解性ばいじん量、不溶解性ばいじん量、総ばいじん量、溶解性ばいじん中のカルシウムイオン、不溶解性ばいじん中のカルシウム・鉛・カドミウム・クロム	4	◆

■調査方法

項目	測定方法等	経年変化等
二酸化硫黄（市内全域調査）	フィルターバッジ法（簡易測定）により、市内６地点（年４回）測定	環境基準を満たしています。経年変化は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。
二酸化窒素（市内全域調査）	フィルターバッジ法（簡易測定）により、市内１０地点（年４回）測定	環境基準を満たしています。交通量の多い肥塚自動車排出ガス測定局（国道１７号熊谷バイパス沿道）や新堀民家（国道１７号沿道）は、他の測定地点に比べて高い値を示しています。 経年変化はほぼ横ばいの傾向を示しています。
二酸化窒素（固定発生源周辺調査）	フィルターバッジ法（簡易測定）により、固定発生源（熊谷工業団地等）周辺５地点（年１２回）測定	環境基準を満たしています。経年変化は、ほぼ横ばいの傾向を示しています。
降下ばいじん（総ばいじん量）（※）	熊谷工業団地周辺地域３地点及び中央公民館で、毎月測定	環境基準はありませんが、最近５年間はほぼ横ばいの傾向を示しており、いずれも目標値以下で推移しています。

※降下ばいじんは、大気中に浮遊している“ばいじん”や“粉じん”が自重や雨の作用で地上に落下したものです。

■調査結果

二酸化硫黄（市内全域調査）　単位：ppm

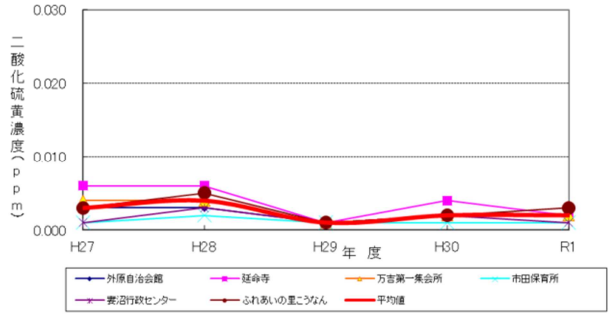

環境基準：１時間値の１日平均値が0.04ppm以下であり、かつ１時間値が0.1ppm以下であること。

二酸化窒素（市内全域調査））　単位：ppm

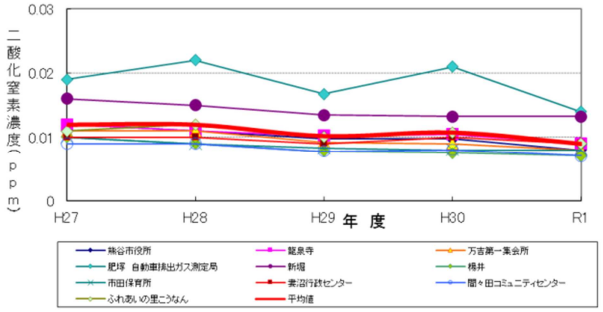

環境基準：１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

二酸化窒素（固定発生源周辺調査）　単位：ppm

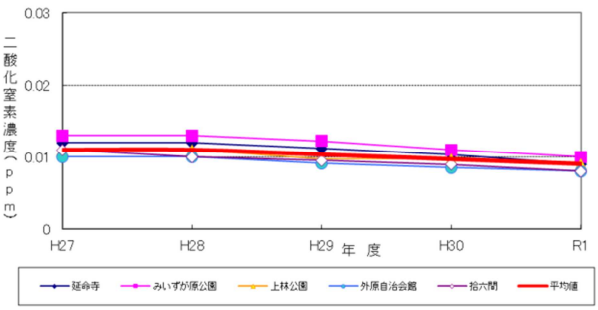

※環境基準：１時間値の１日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。

降下ばいじん（総ばいじん量）　単位：t/km²/月

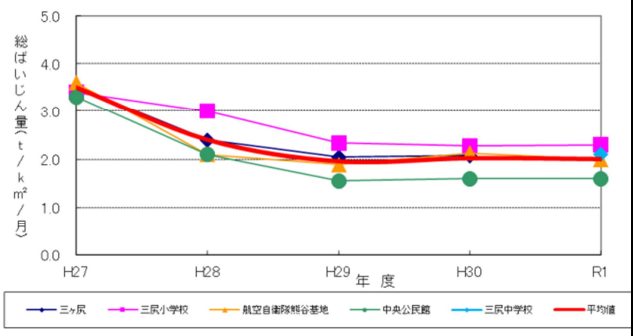

※汚染の目安（目標値）として、「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律の施行について（平成２年７月３日環境庁大気保全局長通知）」を参考に、１０ｔ／ｋ㎡/月以下に設定しています。

（２）県と市の協力・連携等

市では、埼玉県北部で、光化学スモッグ注意報等が発令された場合又は微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の日平均値が７０マイクログラムを超えるおそれがあると判断された場合には、緊急連絡網により学校を始め関係機関に周知し、必要な対応をとるよう連絡するとともに、防災行政無線でもお知らせしています。

項目等	定義等
光化学スモッグ：県内５６地点（市内２地点）で、１時間ごとに光化学オキシダント濃度を測定	工場や自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素（揮発性有機化合物）が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こすことにより生成される光化学オキシダントが空中に停留しスモッグ状になったもの。 濃度が高くなると、のどが痛くなったり、目がチカチカしたり、植物の葉の色が変色したりします。５月から９月ごろまでの、晴れて日差しが強く、日中の最高気温が２５℃以上で風の弱い日に発生しやすくなります。特に、遠くの山や建物に靄（もや）がかかったように見えにくい日は、濃度が高くなる傾向があります。
微小粒子状物質（ＰＭ２．５）：６６地点（市内３地点）で測定	微小粒子状物質（ＰＭ２．５）とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、直径２．５マイクロメートル以下（１マイクロメートルは０．００１ミリメートル）の微粒子のことをいいます。 ＰＭ２．５の大きさは髪の毛の太さの３０分の１程度です。

■光化学スモッグ注意報等の種類

種類	基準
予報	スモッグが発生しそうなときで、光化学オキシダント濃度が０．１２ｐｐｍ以上となることが予測されるとき
注意報	光化学オキシダント濃度が０．１２ｐｐｍ以上となり、その状況が継続すると認められるとき
警報	光化学オキシダント濃度が０．２０ｐｐｍ以上となり、その状況が継続すると認められるとき
重大緊急報	光化学オキシダント濃度が０．４０ｐｐｍ以上となり、その状況が継続すると認められるとき

■光化学スモッグ注意報等発令状況　経年変化

年度	H27	H28	H29	H30	R1						
					4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
予報発令回数	11	1	6	4	0	3	0	0	6	0	9
注意報発令回数	7	1	9	2	0	3	0	1	1	0	5
健康被害届出者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

■光化学オキシダントの経年変化

年度		27	28	29	30	R1
熊谷市役所一般環境測定局	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.141	0.132	0.143	0.121	0.151
	昼間の１時間値が 0.06ppm 以上の時間数	548	466	492	634	595
熊谷妻沼東一般環境測定局	昼間の1時間値の最高値(ppm)	0.140	0.111	0.137	0.123	0.135
	昼間の１時間値が 0.06ppm 以上の時間数	493	366	546	487	517

■微小粒子状物質（ＰＭ２．５）市内測定局一覧

測定局	測定局名	測定場所	所在地
一般局	熊　谷	市役所（本庁舎）	熊谷市宮町２－４７－１
一般局	熊谷妻沼東	熊谷市妻沼中央公民館	熊谷市妻沼東１－１
自排局	熊谷肥塚	雀宮自治会館西方	熊谷市肥塚５９６－１

（３）県実施の大気汚染常時監視

埼玉県では、大気汚染防止法第２２条及び埼玉県環境基本条例第２２条に基づき、県内の大気汚染状況を的確に把握するため、平成３０年３月現在、合計８４測定局で大気汚染状況の常時監視を行っており、市内では、「熊谷市役所　一般環境測定局」、「肥塚　自動車排出ガス測定局」、「熊谷妻沼東一般環境測定局」の３か所に設置されています。

■二酸化硫黄の経年変化　　単位：ppm

年度		27	28	29	30	R1
熊谷市役所一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001
	年平均値	0.001	0.001	0.001	0.001	0.000
肥塚自動車排出ガス測定局	日平均値の2%除外値	0.002	－※	－※	－※	－※
	年平均値	0.001	－※	－※	－※	－※

※平成 27 年度をもって肥塚自動車排出ガス測定局の測定は終了しました。

■二酸化窒素の経年変化　　単位：ppm

年度		27	28	29	30	R1
熊谷市役所一般環境測定局	日平均値の98%値	0.024	0.022	0.023	0.023	0.019
	年平均値	0.011	0.010	0.010	0.009	0.008
熊谷妻沼東一般環境測定局	日平均値の98%値	0.026	0.025	0.026	0.025	0.021
	年平均値	0.013	0.012	0.012	0.011	0.009
肥塚自動車排出ガス測定局	日平均値の98%値	0.035	0.034	0.035	0.033	0.029
	年平均値	0.021	0.020	0.019	0.017	0.016

■一酸化炭素の経年変化　　単位：ppm

年度		27	28	29	30	R1
熊谷市役所一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4
	年平均値	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
肥塚自動車排出ガス測定局	日平均値の2%除外値	0.7	0.8	0.7	0.4	0.4
	年平均値	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3

■浮遊粒子状物質の経年変化　　単位：mg/m³

年度		27	28	29	30	R1
熊谷市役所一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.043	0.042	0.035	0.039	0.036
	年平均値	0.020	0.018	0.017	0.018	0.016
熊谷妻沼東一般環境測定局	日平均値の2%除外値	0.043	0.045	0.038	0.041	0.031
	年平均値	0.021	0.020	0.019	0.019	0.016
肥塚自動車排出ガス測定局	日平均値の2%除外値	0.053	0.049	0.039	0.039	0.036
	年平均値	0.023	0.019	0.017	0.017	0.014

（4）大気の大切さを知る機会の提供

全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク）は、全国各地で一斉に、肉眼や双眼鏡、カメラを使った身近な方法によって星空観察を行うものです。参加者に光害（夜間の照明など光による公害）や大気汚染などのない清澄な大気への関心を高めてもらうことを目的に、毎年２回（夏期及び冬期）実施している事業で、熊谷市でもその取組を行っています。



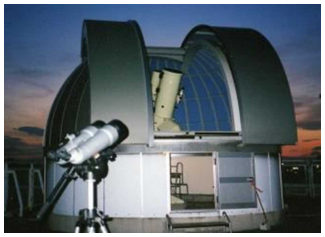

	実施日	結果
夏期	８月３日	最も暗い星・双眼鏡観察 ７．６等級、平均７．０等級
冬期	２月８日	最も暗い星・双眼鏡観察 ８．２等級、平均７．４等級

施策③　水質汚濁対策

１　工場及び事業場における排水対策の推進

（1）工場及び事業場への立入検査状況

市では、水質汚濁防止法及び埼玉県生活環境保全条例等に基づき、公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路）に排出水を排出する工場･事業場へ立入検査を実施しました。検査は抜き打ちで実施し、排水検査や施設の状況及び公害防止組織の整備状況の確認等を行っています。

排水状況が適正でない場合は、基準を遵守するよう指導の徹底を図っています。

■届出事業場数及び立入検査状況（令和元年度）

届出事業場数	立入検査数	採水検体数	排水基準超過数
４８５	１１０	１１６	４

■下水道法及び熊谷市下水道条例に基づく立入検査状況

特定事業場等２４事業場に立入検査を実施しました。

立入検査　年４回	１０事業場
立入検査　年２回	１４事業場
排水基準超過件数	７事業場

排水基準を超過した事業場は、改善処置完了報告書の提出を求めています。

（2）異常水質事故

異常水質事故とは、河川などで、魚の大量死、油や着色水の流出などの異常が発生することをいいます。工場等での機械の操作ミスや故障、交通事故、廃棄物の不法投棄などによる、河川への油や化学物質の流出など、原因は多岐にわたります。

事故が発生した場合、市では原因究明と被害の拡大防止に努め、発生源者に対し再発防止を指導しています。

■異常水質事故の内訳

魚類のへい死	油の流出	着色水・濁水	その他
０	２	１	１

２　水質の調査・監視の実施

（１）河川・水路等の水質調査

市では、水質汚濁防止法に基づき、河川の常時監視を実施しています。

調査は、埼玉県作成の「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に則り、和田吉野川（吉見橋）と福川（昭和橋）の２地点で行っています。

その他独自に、主な河川と用水路など２０地点で、水質の測定を行いました。

水質の測定結果は、環境基本法に規定する環境基準と比較し、その達成状況を確認しています。

この環境基準は、同法において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められています。

■令和元年度　公共用水域水質調査結果　～主な河川と用水路の水質～

※（　）内は前年度、前々年度の数値を示す。

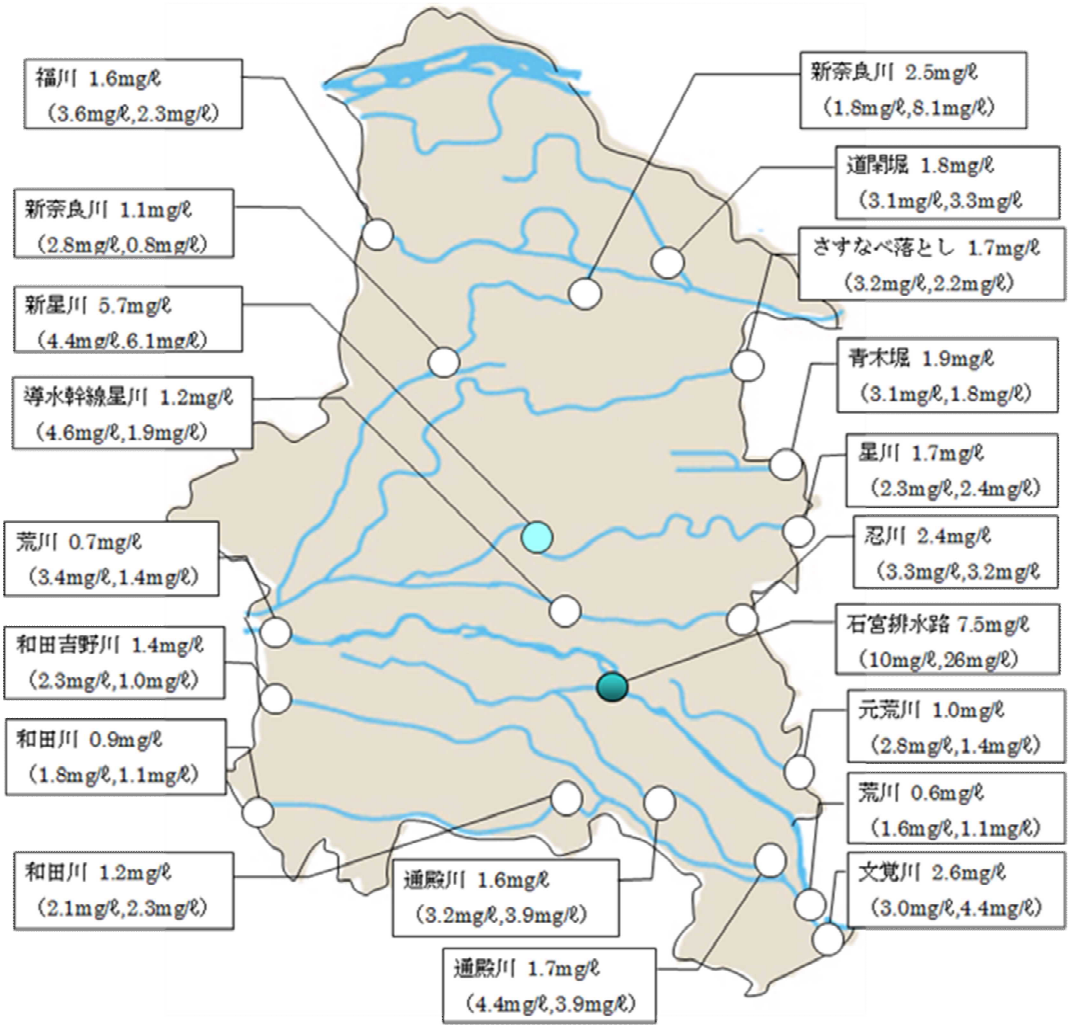

○	きれい	BOD3.0mg/ℓ以下	●	やや汚れている	BOD5.1～10.0mg/ℓ
●	ややきれい	BOD3.1～5.0mg/ℓ	●	汚れている	BOD10.1mg/ℓ以上

※ＢＯＤとは、川の汚れ(有機物)を微生物が分解するときに使う水中の酸素の量で、数値が大きいほど川は汚れていることを示しています。数値は、ＢＯＤ濃度の７５%水質値です。

※「７５%水質値」とは、一年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて７５%目に該当する日平均値のことです。この値がその地点での環境基準値以下である場合に、環境基準に適合していると評価されます。

（２）準用河川（※）の監視

準用河川の管理において、異常水質事故（油等流出）に対する連絡体制を確立し、年間１７回のパトロールを行い、目視可能な水質状況の確認を行いました。

※準用河川とは、河川法の規定の一部を準用し、市町村長が指定し管理する河川のこと。

３　生活排水対策の推進

（１）熊谷市生活排水処理基本計画に基づく整備

市内の水環境の保全、生活排水の適正処理を推進することを目的に、より効率的で経済的な生活排水処理施設の整備のための方針（公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽）を定める基本計画を、それぞれの地域性、経済性を考慮するなどして、令和２年３月に策定しました。

同計画に基づき、公共下水道の面的整備、農業集落排水の維持管理及び合併処理浄化槽への転換を促進しています。令和元年度の生活排水処理率は７６．２%となりました。

（２）公共下水道の整備推進

本市の下水道事業は、認可面積２，１５９ha、認可計画人口９０，５８０人です。

令和元年度は、処理区域拡大のための下水道整備（汚水）を行い、新たに２４．１３ha が下水道への接続が可能となり、令和元年度末現在、整備面積１，８３６ha、処理人口８８，７７４人で、これは、熊谷市の人口に対し４５．２%の普及率となります。

（３）下水道施設の水質の調査・監視の実施

下水道処理施設については、下水道法に基づき適正な維持管理等を実施し、排出基準を満たした適切な水質を保っています。

■妻沼水質管理センター

・流入水、放流水の水質調査：毎月２回実施
（項目：ＰＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、全窒素、全リン、ノルマルヘキサン抽出物質（鉱油、動植物油脂類）、大腸菌群）

・放流先河川の水質調査：年２回実施
（項目：ＰＨ、ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、アンモニア性窒素、全窒素、全リン、大腸菌群）

■箱田幹線、平戸中継ポンプ場前忍川、平戸都市下水路末流、新星川末流、箱田用水路上流、三尻都市下水路上流、三尻都市下水路末流、荒川第三雨水ポンプ場下流

・定点水質検査：年４回実施
（項目：ＰＨ、ＢＯＤ、ＳＳ、大腸菌群）

■流域下水道へ流入する地点

・水質及び水量調査：年１回実施（２４時間調査）
（項目：アンモニア性窒素亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量、PH、BOD、COD、SS、ヘキサン抽出物質（油分）、窒素、リン、ヨウ素消費量、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機リン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、ヒ素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1.2-ジクロロエタン、1.1-ジクロロエチレン、シス-1.2-ジクロロエチレン、1.1.1-トリクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロペン、ベンゼン、フッ素及びその化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、マンガン及びその化合物、クロム及びその化合物、1.4 ジオキサン、ダイオキシン類）

（４）農業集落排水施設の適正な維持管理

熊谷地区に２、妻沼地区に３、江南地区に１２の計１７の農業集落排水施設が稼働中であり、法令等に従い、適正な運転と維持管理点検を実施し、水質基準値を下回る排水状況を維持しています。

浄化槽法に基づく法定検査についても受検しており、指摘事項等があれば速やかに修理等を行うとともに、計画的に設備機器の更新を行いました。

■維持管理（施設によって異なります。）
- 実施頻度：１～２週間に１回
- 項目：施設の点検、中継ポンプ施設点検、緊急時出動異常時点検、水質検査、日常管理、管渠清掃（真空管路施設点検）機能回復のため修繕など。

■放流水水質検査：年６回～１２回

（５）熊谷市浄化槽設置整備事業補助金

■合併処理浄化槽設置費に対する補助金の交付件数

地　域	転換種別	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１
一般地域	単独処理浄化槽から	１７	３８	２７	２９	２９
	汲取り便槽から	７	１６	６	１２	１１
転換促進地域（※）	単独処理浄化槽から	９６	８	１	１	３
	汲取り便槽から	５	０	０	０	０

※転換促進地域とは、ムサシトミヨ生息区域周辺（久下の一部、佐谷田の一部）であり、通常の転換時の補助金に上乗せし、交付しています。

■転換設置に伴う処分費に対する補助金の交付件数

転換種別	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１
単独処理浄化槽	１００	４５	２７	２８	３０
汲取り便槽	１１	９	３	８	９

■転換設置に伴う配管費に対する補助金の交付件数

転換種別	Ｈ２７	Ｈ２８	Ｈ２９	Ｈ３０	Ｒ１
単独処理浄化槽	９６	４６	２８	３０	３２
汲取り便槽	５	１６	６	１２	１１

（６）合併処理浄化槽の適正な維持管理

■合併処理浄化槽維持管理補助金

合併処理浄化槽を適正に維持管理する浄化槽管理者に対し補助金を交付することにより、良好な維持管理の普及促進を図りました。

補助金の交付件数：４，５８６件

■浄化槽管理者への啓発

平成２９年度までは、浄化槽設置補助金の申請者を対象に管理者講習会を開催していましたが、現在は、浄化槽設置の中間検査時に維持管理補助金制度も含めて直接説明しています。

４　用水の通年通水の実施

悪臭の防止及び良好な水質の確保のため、大里用水土地改良区管内の用水路においては、水路改修工事実施に配慮した上で、非かんがい期でも通水を実施しています。

また、備前渠用水路（本線）においても、水路改修工事実施に配慮した上で、通年通水を実施しています。

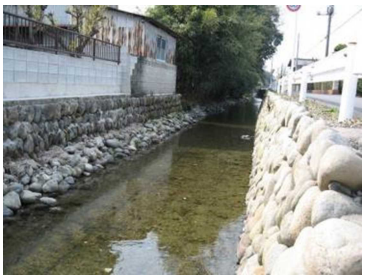

５　上・下流地域との連携

（１）河川改修の早期実現

河川改修の早期実現に向けて、荒川上流改修促進期成同盟会等、河川関係の協会・協議会に出席し、関係行政機関との連携を図るとともに、要望活動等を行いました。

実績：総会・要望活動等出席２１回・研修会等出席１回

※荒川上流改修促進期成同盟会

設置目的：荒川の重要性を認識して荒川本川上流部の沿川関係市町住民の生命と財産を守るとともに福祉増進を図るために、河川改修の促進、水防協力体制の強化及び良好な河川環境の形成とその利用を図ることを目的とする。

会員：熊谷市、深谷市、寄居町、鴻巣市、吉見町、北本市、川島町、桶川市及び行田市の首長及び議会議長

（２）下水道事業での連携

荒川左岸北部流域下水道事業推進協議会（熊谷市、行田市、鴻巣市、桶川市及び北本市）において、幹事会、総会及び部会の開催・研修会への出席・啓発品の配布を行い、各市の課題に対する取組状況等の情報交換や調査研究を行いました。

施策④　土壌汚染対策

土壌汚染対策法、埼玉県生活環境保全条例に基づき、有害物質を使用する施設の廃止等が行われた場合に、土壌汚染状況調査に関する指導を継続して行います。

土壌汚染対策、埼玉県生活環境保全条例に基づき、一定の規模以上の土地の形質変更等に関する規制、指導を継続して行います。

土壌調査の結果、土壌の汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、その区域を汚染されている区域として指定しています。指定された区域については市ホームページで公表しています。なお、令和元年度末時点で、指定されている区域はありません。

施策⑤　騒音・振動対策

１　騒音の監視・測定・規制・指導

（１）騒音の規制

騒音を発生させる施設や作業に対しては「騒音規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制があり、発生源の用途地域・時間帯・業種等により様々な規制基準が定められています。

市では、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境を損なっていると認められる事業所等に対して指導を行っています。

また、空調機器の音・動物の鳴声等の家庭からの騒音（近隣騒音）については、法令による規制はありませんが、周辺への配慮をお願いしています。

■騒音規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等

項目	説明
（騒音規制法） 特定騒音施設	騒音を発生させる施設を設置する場合や作業（指定騒音作業）を実施する場合は、「騒音規制法」により、市への届出が必要です。 騒音規制法では、時間帯、都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・特定施設の届出状況（令和元年度末）：５５４事業所、３，６２７施設
（騒音規制法） 特定建設作業	騒音を発生させる特定の建設機械を使用する作業は、「騒音規制法」により「特定建設作業」として定義されており、規制基準を定めています。 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、市への届出が必要です。 ・特定建設作業の届出状況（令和元年度末）：４６件
（埼玉県生活環境保全条例）指定騒音施設	騒音を発生させる施設を設置する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。 ・指定騒音施設・作業の届出状況（令和元年度末）：２０６事業所、８８３施設
（埼玉県生活環境保全条例）指定騒音作業	騒音を発生させる作業（指定騒音作業）を実施する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。
（埼玉県生活環境保全条例）作業場に係る騒音規制	埼玉県生活環境保全条例では、３種類の作業場を規制しています。 規制対象となる作業場では、時間帯・都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・規制対象作業場：廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（１５０㎡以上であるもの）、自動車駐車場（２０台以上駐車できるもの）、トラックターミナル

（２）深夜の音響機器使用規制等

夜間の静穏を保持し生活環境を保全するために、「埼玉県生活環境保全条例」では深夜営業及び音響機器の使用について制限をしています。

夜間（午後１０時から翌日午前６時）に規制対象となる営業を行う場合は、所在地の用途地域による騒音に関する規制があります。

市内で新たに規制対象営業を行う事業者に対し事前指導を行いました。

・事前指導件数：２１件

（３）自動車騒音の規制

自動車騒音について、「騒音に係る環境基準について（平成１０年９月３０日環境庁告示第６４号）」により環境基準が、「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成１２年３月２日総理府令第１５号）」により要請限度が、区域・時間帯に応じて定められています。測定は１２か所で行い、すべて要請限度以下でした。

国道４０７号で昼夜間の時間帯で環境基準を超過していました。

市では、道路管理者に測定結果を通知することにより、公害防止に努めています。

■自動車騒音測定結果一覧表

No.	対象道路	住所	用途地域	測定日		等価騒音レベル(dB)		要請限度		環境基準		測定実施側車線				反対側車線			
				開始時刻	終了時刻	昼	夜	昼	夜	昼	夜	平均交通量(台数)			平均速度(km/h)	平均交通量(台数)			平均速度(km/h)
												大型	小型	二輪		大型	小型	二輪	
1	国道　17号	石原	商業	1/6 13:45	1/7 13:45	67	64	75	70	70	65	6	132	2	40	13	130	1	40
2	県道　熊谷･羽生線	佐谷田	調整	1/30 15:00	1/31 15:00	63	59	75	70	70	65	4	49	0	48	5	42	0	48
3	国道　140号	大麻生	調整	12/19 10:35	12/20 10:35	68	63	75	70	70	65	29	93	2	58	34	86	0	56
4	国道　407号	河原町	商業	12/25 10:45	12/26 10:45	71	70	75	70	70	65	13	129	3	47	19	160	2	48
5	国道　407号	村岡	一住	1/29 13:35	1/30 13:35	68	67	75	70	70	65	8	34	0	51	9	31	0	49
6	県道　太田･熊谷線	肥塚	二住	1/21 13:20	1/22 13:20	66	64	75	70	70	65	11	63	0	47	9	68	0	42
7	主要地方道　熊谷･小川･秩父線	万吉	調整	12/24 10:15	12/25 10:15	67	62	75	70	70	65	9	44	2	47	15	38	0	44
8	主要地方道　深谷･東松山線	三ヶ尻	調整	12/5 15:30	12/6 15:30	65	60	75	70	70	65	12	60	1	47	10	74	1	45
9	主要地方道　熊谷･館林線	肥塚	一住	1/20 10:45	1/21 10:45	64	59	75	70	70	65	3	80	2	36	4	75	2	34
10	県道　武蔵丘陵森林公園･広瀬線	万吉	調整	12/12 14:20	12/13 14:20	60	57	75	70	70	65	13	45	1	50	19	31	1	47
11	国道　17号　熊谷バイパス	代	調整	1/9 10:15	1/10 10:15	65	62	75	70	70	65	98	164	1	57	94	152	1	61
12	国道　17号　熊谷バイパス	肥塚	二住	12/4 10:30	12/5 10:30	54	51	75	70	70	65	98	164	1	57	94	152	1	61

※1　網掛けは、点的評価による環境基準非達成を示す。

（５）新幹線騒音の規制（県実施）

県では、新幹線鉄道の騒音対策のための基礎データを得るため、上越新幹線鉄道の騒音の測定を毎年宮本町及び三ヶ尻で実施しています。

新幹線鉄道騒音に関しては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和５０年環境庁告示第４６号）」により、地域の類型に応じた環境基準が定められています。

令和元年度は、宮本町・三ヶ尻ともに環境基準を達成しています。

■新幹線騒音測定結果

測定区域	測定年月日	平均速度(km/h)	環境基準(dB)	騒音レベル（dB）		
				測定地点		
				25m	50m	100m
宮本町	R1.10.23	201	75	68	66	60
三ヶ尻	H31.4.17	222	70	69	68	64

※1　網掛けは環境基準非達成を示す。

２　振動の監視・測定・規制・指導

（１）振動の規制

振動を発生させる施設に対しては、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」により規制があり、発生源の用途地域・時間帯による規制基準を定めています。

市では、規制基準に適合しないことにより、周辺の生活環境を損なっていると認められる事業所等に対し、必要に応じて指導を行っています。

■振動規制法及び埼玉県生活環境保全条例に基づく施設等

項目	説明
（振動規制法） 特定振動施設	振動を発生させる施設を設置する場合や作業（指定振動作業）を実施する場合は、「振動規制法」により、市への届出が必要です。 振動規制法では、時間帯、都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・特定施設の届出状況（令和元年度末）：２４０事業所、１，５５７施設
（振動規制法） 特定建設作業	振動を発生させる特定の建設機械を使用する作業は、「振動規制法」により「特定建設作業」として定義されており、規制基準を定めています。 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときは、市への届出が必要です。 ・特定建設作業の届出状況（令和元年度）：２５件
（埼玉県生活環境保全条例）指定振動施設	振動を発生させる施設を設置する場合は、「埼玉県生活環境保全条例」により、市への届出が必要です。 ・指定振動施設の届出状況（令和元年度末）：２事業所、２４施設
（埼玉県生活環境保全条例）作業場に係る振動規制	埼玉県生活環境保全条例では、３種類の作業場を規制しています。 規制対象となる作業場では、時間帯・都市計画法に基づく用途地域ごとに、敷地境界線における規制基準を定めています。 ・規制対象作業場：廃棄物、原材料等を保管するために設けられた場所（１５０㎡以上であるもの）、自動車駐車場（２０台以上駐車できるもの）、トラックターミナル

（２）新幹線振動の規制（県実施）

県では、新幹線鉄道の振動対策のための基礎データを得るため、上越新幹線鉄道の振動の測定を毎年宮本町及び三ヶ尻で実施しています。

新幹線鉄道振動に関しては、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）（昭和５１年３月１２日環大特第３２号環境庁長官から運輸大臣あて」により、指針値（７０デシベル(dB)）が定められています。

令和元年度は、両地点とも指針値を達成しました。

■新幹線振動測定結果

測定区域	測定年月日	平均速度 (km/h)	指針値 (dB)	振動レベル（dB）
宮本町	R1.10.23	201	70	51
三ヶ尻	H31.4.17	222	70	41

※1　測定は、新幹線軌道中心から約 25m の地点で実施

施策⑥　悪臭対策

１　悪臭の測定・規制・指導

（１）悪臭の規制

令和元年度の悪臭苦情はありませんでしたが、問合せなどで連絡が寄せられました。事業場から発せられるにおいによるものなどでした。

問合せの多い事業場に対しては臭気指数規制方式による、悪臭測定を実施して指導を行っています。

令和元年度は、６つの事業場に立入調査を行い、臭気指数測定を行いました。

結果は下表のとおりであり、基準を超過した事業場へは、改善のための指導を行いました。

■臭気指数測定結果

区域の区分	Ａ地域 （Ｂ地域・Ｃ地域以外の地域）	Ｂ地域 （農業振興地域）	Ｃ地域 （工業地域・工業専用地域）
事業場		10 未満(3 か所)、16、18、20、24（２か所）	
規制値	15	18	18

※1　臭気指数１５とは、何のにおいであるか分かる程度の弱いにおいです。
※2　臭気指数１８とは、楽に感知できる程度のにおいです。

（２）合同パトロールの実施

市内畜産農家戸数は、酪農１８戸、肉用牛９戸、養豚４戸、養鶏６戸の合計３７戸で、畜産臭に関する苦情は２件でした。苦情の寄せられた畜産農家へ出向き、飼養状況の確認を行うとともに、臭気低減に向けて、飼養方法・施設管理の改善に関する指導を行いました。

★　環境指標と進捗状況

◎：2027 年度の目標値を達成している。　○：2022 年度の中間目標値を達成している。　△：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。　－：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標		単位	計画策定時現状値（H28年度）	計画策定時中間目標値（R4年度）	目指す方向（R9年度）	現状値 H30	現状値 R1	評価
101	公害防止協定の締結数		件	147	170	190	156	159	△
102	公害苦情の年度内解決率		%	84.6	90	95	78.5	100	◎
103	星がよく見えるようになったと思う市民の割合		%	66.5	70	75	65.3	60.9	×
104−1	大気中の二酸化硫黄濃度（日平均値の2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.001	環境基準を満たすこと（参考）環境基準0.04以下		0.002	0.001	◎
104−2	大気中の二酸化窒素濃度（日平均値の98%値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.022	環境基準を満たすこと（参考）環境基準0.04～0.06、またはそれ以下		0.023	0.019	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.025			0.025	0.021	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.034			0.033	0.029	◎
104−3	大気中の一酸化炭素濃度（日平均値の2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.5	環境基準を満たすこと（参考）環境基準10以下		0.4	0.4	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.8			0.4	0.4	◎
104−4	大気中の浮遊粒子状物質濃度（日平均値の2%除外値）	熊谷一般環境大気測定局	mg/㎥	0.042	環境基準を満たすこと（参考）環境基準0.1以下		0.039	0.036	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.045			0.041	0.031	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		0.049			0.039	0.036	◎

No.	環境指標		単位	計画策定時現状値（H28年度）	計画策定時中間目標値（R4年度）	目指す方向（R9年度）	現状値 H30	現状値 R1	評価
104−5	大気中の微小粒子状物質濃度（年平均値） ※平成28年度の熊谷妻沼東一般環境大気測定局の測定値は、有効測定日が250日に満たないため、評価の対象としない。	熊谷一般環境大気測定局	μg/㎥	11.4	環境基準を満たすこと（参考）環境基準15以下		11.7	10.1	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		—			13.9	11.4	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		12.6			12.3	11.0	◎
104−6	大気中の微小粒子状物質濃度（日平均値の年間98%値） ※平成28年度の熊谷妻沼東一般環境大気測定局の測定値は、有効測定日が250日に満たないため、評価の対象としない。	熊谷一般環境大気測定局	μg/㎥	28.7	環境基準を満たすこと（参考）環境基準35以下		27.4	24.1	◎
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		—			30.8	23.3	◎
		肥塚自動車排出ガス測定局		30.3			26.5	24.0	◎
104−7	光化学オキシダント濃度環境基準達成状況（昼間1時間の最高値）	熊谷一般環境大気測定局	ppm	0.132	環境基準を満たすこと（参考）環境基準0.06以下		0.121	0.151	×
		熊谷妻沼東一般環境大気測定局		0.111			0.123	0.135	×
105	全市の汚水処理率		%	75.1	90	100	75.7	76.2	△
106	下水道の整備面積		ha	1,787	1,867	1,916	1811.9	1836	△
107−1	合併処理浄化槽の整備率		%	50.5	56	60	51.7	52.5	△
107−2	合併処理浄化槽の法定検査実施率		%	51.3	60	67	53.9	54.8	△
108−1	pH（水素イオン濃度）（年平均）	利根川（刀水橋）		7.6	環境基準を満たすこと（参考）環境基準6.5～8.5		7.5	7.5	◎
		荒川（久下橋）		7.8			7.7	8.0	◎
		和田吉野川（吉見橋）		7.4			7.6	7.5	◎
		福川（昭和橋）		7.2			7.4	7.5	◎
108−2	DO（溶存酸素量）（年平均）	利根川（刀水橋）	mg/ℓ	10	環境基準を満たすこと（参考）環境基準7.5以上		9.8	9.8	◎
		荒川（久下橋）		9.7			9.1	11	◎
		和田吉野川（吉見橋）		8.5	環境基準を満たすこと（参考）環境基準5以上		7.9	7.9	◎
		福川（昭和橋）		6.0			6.1	6.2	◎
108−3	BOD（生物化学的酸素要求量）（年平均）	利根川（刀水橋）	mg/ℓ	0.9	環境基準を満たすこと（参考）環境基準2以下		1.1	1.1	◎
		荒川（久下橋）		0.8			1	1.0	◎
		和田吉野川（吉見橋）		1.7	環境基準を満たすこと（参考）環境基準3以下		1.8	1.6	◎
		福川（昭和橋）		2.7			2.6	2.4	◎
108−4	SS（浮遊物質量）（年平均）	利根川（刀水橋）	mg/ℓ	7	環境基準を満たすこと（参考）環境基準25以下		8	9	◎
		荒川（久下橋）		12			4	3	◎
		和田吉野川（吉見橋）		23			2.1	18	◎
		福川（昭和橋）		8			6	7	◎
108−5	大腸菌群数（年平均）	利根川（刀水橋）	MPN/100mℓ	9,300	環境基準を満たすこと（参考）環境基準1,000以下		7,000	10000	×
		荒川（久下橋）		63,000			18,000	6900	×
		和田吉野川（吉見橋）		80,000	環境基準を満たすこと（参考）環境基準5,000以下		7,800	46,000	×
		福川（昭和橋）		1,300,000			124,000	220,000	×
109	地下水質環境基準値達成度 ※実施主体は埼玉県であり、おおむね2kmメッシュに区分した調査区域から毎年度調査区画を選定し、1調査区画につき1地点の地下水の水質を調査し、おおむね8年間ですべての調査区画を一巡するローリング方式で測定をしています。		%	80（5地点中4地点達成）	100（全地点達成）		100（4地点中4地点達成）	100（5地点中5地点達成）	◎

No.	環境指標		単位	計画策定時現状値（H28年度）	計画策定時中間目標値（R4年度）	目指す方向（R9年度）	現状値 H30	現状値 R1	評価
110-1	自動車騒音環境基準達成状況	昼間	%	91.7（12地点中11地点達成）	100（全地点達成）		100（12地点中12地点）	91.7（12地点中11地点）	×
		夜間		66.7（12地点中8地点達成）			75（12地点中9地点）	83.3（12地点中10地点）	△
110-2	自動車騒音要請限度達成状況	昼間	%	100（12地点中12地点達成）	100（全地点達成）		100（12地点中12地点）	100（12地点中12地点）	◎
		夜間		100（12地点中12地点達成）			100（12地点中12地点）	100（12地点中12地点）	◎
110-3	自動車騒音常時監視環境基準達成状況		%	94.5	100		95.4	95.5	△
111	新幹線騒音環境基準達成状況（25m地点）		%	100（2地点中2地点達成）	100（全地点達成）		100（2地点中2地点達成）	100（2地点中2地点達成）	◎
	新幹線騒音環境基準達成状況（50m地点）			100（2地点中2地点達成）			100（2地点中2地点達成）	100（2地点中2地点達成）	◎
	新幹線騒音環境基準達成状況（100m地点）			100（2地点中2地点達成）			100（2地点中2地点達成）	100（2地点中2地点達成）	◎
112	新幹線振動指針達成状況（25m地点）		%	100（2地点中2地点達成）	100（全地点達成）		100（2地点中2地点達成）	100（2地点中2地点達成）	◎

■進捗状況

公害苦情の件数は前年度より減少しました。

大気中の二酸化硫黄濃度、二酸化窒素濃度、一酸化炭素濃度、浮遊粒子状物質濃度、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）については、環境基準を満たしています。光化学オキシダント濃度については依然として環境基準を上回る状況が続いています。この光化学オキシダント濃度は、天候等の影響が大きいことから、即効性のある対策の難しさがあります。

常時監視している河川の水質に関する環境指標の数値は、利根川、荒川、和田吉野川及び福川の大腸菌群数以外は、環境基準を達成しています。

なお、大腸菌群数の分析法では、土壌等の自然由来の細菌も陽性と判断されてしまうと言われており、国では、環境基準項目を「大腸菌群数」から「大腸菌数」とすることを検討しています。そこで、市では、「大腸菌群数」及び「大腸菌数」の並行した測定を平成２４年度から実施しています。

基本方針　Ⅰ－２　有害化学物質等の適正な管理

ダイオキシン類や石綿（アスベスト）、放射性物質などの有害化学物質についての監視等に関する取組について説明します。

施策①　ダイオキシン類対策

１　ダイオキシン類の監視・測定

（１）事業所のダイオキシン類濃度調査（市実施）

市は、「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、市内の事業所に設置されている大気基準適用施設の煙突から排出される排出ガス中のダイオキシン類濃度について測定を行っています。

測定した施設全てで大気排出基準を達成しています。今後も継続して調査を実施し監視に努めます。

■排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果　　単位：ng-TEQ/㎥N

大気基準適用施設の種類	検体数	測定結果	大気排出基準
廃棄物焼却炉	4	0～0.94	5～10 ng-TEQ/㎥N
アルミニウム用の溶解炉・乾燥炉	4	0.0091～0.38	5 ng-TEQ/㎥N

※１　大気排出基準は施設の規模などにより基準が異なります。

（２）大気中のダイオキシン類環境調査（市実施）

市独自の測定地点（一般環境測定局４地点、熊谷工業団地周辺２地点、熊谷吉岡工業団地周辺２地点の合計８地点）で大気環境中のダイオキシン類について年４回測定を行い、環境基準の適用されるすべての地点で環境基準（０．６pg-TEQ/㎥以下）を達成していました。

また、ここ数年の経年変化は、ほぼ横ばいを示しており、環境基準を達成しています。

■ダイオキシン類環境濃度測定地点

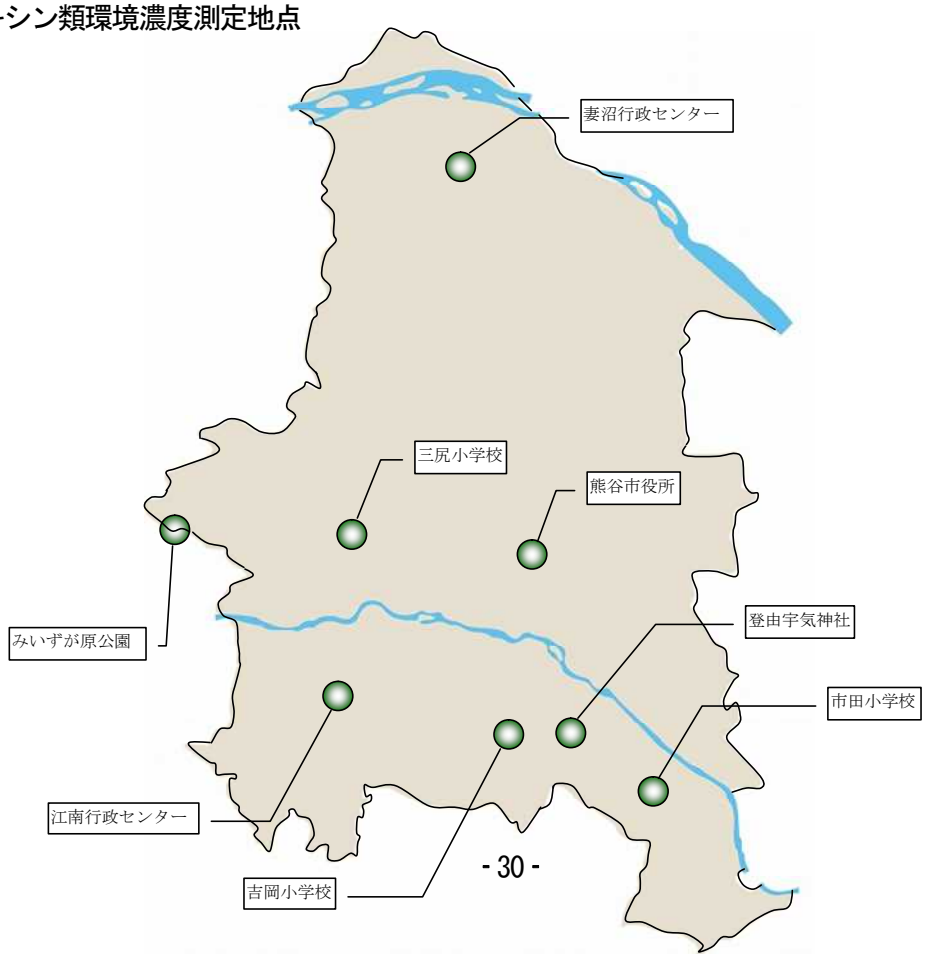

■一般環境測定局　　単位：pg-TEQ/㎥

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	妻沼行政センター	市街化調整区域	0.090	0.016	0.011	0.019	0.034
2	熊谷市役所	商業地域	0.042	0.016	0.011	0.0095	0.020
3	市田小学校	市街化調整区域	0.036	0.013	0.016	0.013	0.020
4	江南行政センター	第一種住居地域	0.048	0.019	0.012	0.015	0.024
					地域平均		0.025

■熊谷工業団地及び周辺地域　　単位：pg-TEQ/㎥

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	みいずが原公園	工業専用地域	0.087	0.031	0.037	0.097	0.063
2	三尻小学校	市街化調整区域	0.054	0.031	0.024	0.025	0.034
					地域平均		0.049

■熊谷吉岡工業団地周辺地域　　単位：pg-TEQ/㎥

No.	測定地点名称	用途地域	春期	夏期	秋期	冬期	平均値
1	吉岡小学校	市街化調整区域	0.048	0.016	0.0092	0.014	0.022
	吉岡小学校(二重測定)		0.043	0.019	0.0090	0.013	0.021
2	登由宇気神社	市街化調整区域	0.11	0.032	0.021	0.022	0.046
					地域平均		0.030

※1　１週間連続サンプリングによります。
※2　試料採取日：(春期)　5/16～5/23　(夏期)8/22～8/29　(秋期)11/21～11/28　(冬期)1/8～1/15
※3　環境基準：0.6pg-TEQ/㎥以下(工業専用地域は適用除外)

（３）ダイオキシン類濃度調査(大里広域市町村圏組合実施)

大里広域市町村圏組合は、熊谷衛生センター及び江南清掃センターの排出ガス中のダイオキシン類濃度調査を行い、全ての炉において大気排出基準以下となっています。

■排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果　　単位：ng-TEQ/㎥N

測定施設＼測定月		5月	8月	11月	2月	大気排出基準
熊谷衛生センター第一工場	1号炉	0.0017	0.0044	0.0039	0.00022	5 ng-TEQ/㎥N
	2号炉	0.0050	0.00045	0.0022	0.00053	
熊谷衛生センター第二工場	1号炉	0.0260	0.013	0.010	0.017	5 ng-TEQ/㎥N
	2号炉	0.0068	0.0015	0.0035	0.018	
江南清掃センター	1号炉	0.0076	0.000010	0.00038	0.0098	5 ng-TEQ/㎥N
	2号炉	0.0024	0.00022	0.00059	0.00043	

（４）ダイオキシン類の監視・測定

■熊谷工業団地及びその周辺地域の巡回パトロール

・１２回

■「きれいな空気巡視員」（任期２年）

市では、ダイオキシン類対策の一環として、「熊谷市ダイオキシン類排出抑制条例」に基づき、工業団地周辺の排煙の状況を監視するための「きれいな空気巡視員」制度を設けています。

市民に「きれいな空気巡視員」を委嘱し、大気の汚染や悪臭の発生により生活環境を損なうような焼却の早期発見を目的として、工業団地周辺の巡視や報告をいただき、市ではその報告内容に応じて、現地確認等を行っています。

・委嘱人数：６人（三尻地区３人、吉岡地区２人、大里地区１人）

■家庭用小規模焼却炉の無料回収

・０基

（５）熊谷市廃棄物焼却施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例

この条例は、一定規模以上の廃棄物焼却施設の新規設置に関して、ダイオキシン類の排出をはじめとする環境問題について、市民の不安等を解消し、市民と事業者の相互理解、紛争の予防及び調整を図り、環境の保全に寄与することを目的として制定したものです。

計画の段階から事業計画書等の縦覧などの手続を定めており、これまで、条例に基づく協定事例は、平成１６年度及び平成２６年度の２件です。

施策②　アスベスト対策

１　石綿(アスベスト)調査

（１）石綿（アスベスト）大気濃度調査結果（県実施）

県は、平成１７年度から石綿（アスベスト）の大気濃度調査を２０市町（２０か所）で行っています。市内では、久下公民館で測定が行われており、大気汚染防止法の基準を達成しています。

年度	測定日	測定結果（本/L）
27	H27.10.26～11.27	0.063
28	H28.9.26～11.2	0.38
29	H29.10.31～12.13	0.40
30	H30.7.11～10.24	0.15
R1	R1.7.22～9.12	0.22

※　大気汚染防止法の基準とは、特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準です（１本／L）。一般大気環境中の基準は設けられておりません。

（２）民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業

民間建築物の壁・柱・天井等に吹付けられたアスベスト等の飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、アスベスト等の含有調査を行う建築物の所有者等に対し、費用の一部又は全部を補助金として交付しています。

令和元年度実績：０件

施策③　有害化学物質等の排出の抑制

１　有害化学物質等の調査の実施

（１）地下水質調査

市では、水質汚濁防止法に基づく地下水の常時監視を行っています。

埼玉県の「令和元年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、以下の①～③の調査を、その他に市独自の調査として④の調査を行っています。

① 概況調査

市域の全体的な地下水質の概況を把握するために、市内を３７区画に分け区画ごとに井戸を選定して実施しています。「地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年３月１３日環境庁告示第１０号）」に定められている２７項目について調査しています。

令和元年度は、５地点で調査を実施し、全地点で環境基準を達成していました。

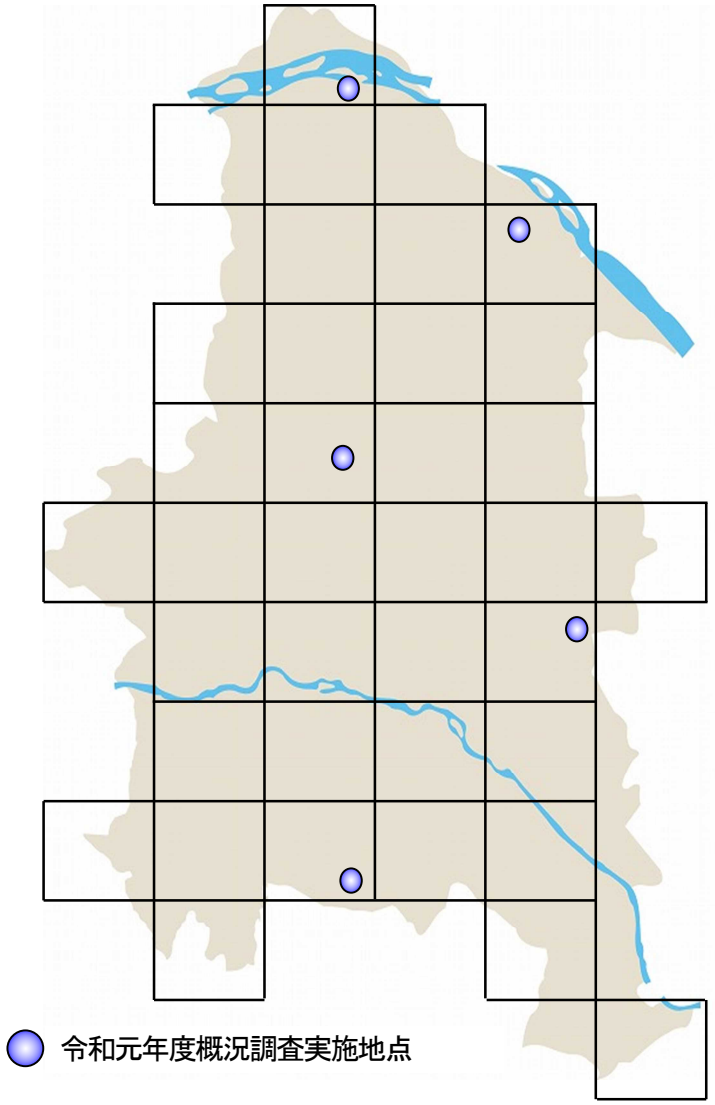

② 周辺調査

概況調査（事業者などからの報告等も含む）により新たに明らかになった汚染について、汚染範囲の確認のため、該当地点及びその周辺の調査を行います。

令和元年度は、汚染が発見されなかったため実施しておりません。

③ 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査等により確認された汚染の継続監視調査を行い、経年変化をモニタリングしています。

令和元年度は、４地点で調査を実施しました。このうち２地点で、依然として環境基準の超過が確認されました。

④ 終了調査

継続監視調査を行っている井戸について、数年間環境基準の超過がない等の条件を満たした場合には、その翌年に終了調査を行います。継続監視調査対象及びその周辺の地下水から汚染が確認できなかった場合、翌年度以降の調査は終了となります。

令和元年度は、対象の井戸はありませんでした。

⑤ 独自調査

市では独自に、市民の健康を守るという立場から、別府地区及びその周辺地域、千代地区及びその周辺地域の汚染状況を継続的に監視するため、地下水継続監視調査を実施しています。

令和元年度は、１３地点で調査を実施し、測定を行った項目について、全地点で環境基準を達成していました。

しかし、過去に環境基準超過の経緯もあったことから、井戸水（生水）を飲用として使用しないように、また、井戸水を使用する際は、水質検査を必ず行うように呼びかけを行っています。

施策④　放射性物質対策

（１）熊谷市における空間放射線量の測定

保育所、幼稚園及び小・中学校の校庭、市庁舎並びに公園等の市有施設で、空間放射線量の測定を実施し、市ホームページで測定結果を公表しています。

令和元年度の測定結果は、すべての地点において市が定める基準値の毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であり、平成２４年８月以降基準値を超え、除染を行ったことはありません。

今後も引き続き必要な測定を実施し、ホームページにて測定結果をお知らせするとともに、安心して生活していただくための情報を提供していきます。

（２）埼玉県内の空間放射線量の測定

文部科学省では埼玉県内に固定型モニタリングポストを６基設置しています。そのうち１基が埼玉県熊谷地方庁舎に設置されており、測定結果は同省ホームページにて公表されています。

★　環境指標と進捗状況

◎：2027 年度の目標値を達成している。　○：2022 年度の中間目標値を達成している。　△：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。　－：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標			単位	計画策定時現状値（H28年度）	計画策定時中間目標値（R4年度）	目指す方向（R9年度）	現状値 H30	現状値 R1	評価
113	熊谷衛生センター及び江南清掃センターにおける排出ガス中のダイオキシン類濃度（年平均値）	熊谷 第一工場	1号炉	ng-TEQ/㎥N	0.00177	大気排出基準を満たすこと（参考）大気排出基準5.0以下		休炉	0.00256	◎
			2号炉		0.00044			0.00772	0.00205	◎
		熊谷 第二工場	1号炉		0.00709	大気排出基準を満たすこと（参考）大気排出基準5.0以下		0.00873	0.0165	◎
			2号炉		0.00671			0.0393	0.00745	◎
		江南	1号炉		0.00141	大気排出基準を満たすこと（参考）大気排出基準5.0以下		0.000318	0.00445	◎
			2号炉		0.0002			0.00361	0.00091	◎
114-1	大気中のダイオキシン類濃度環境基準達成状況（年平均値）	三ヶ尻局		pg-TEQ/㎥	0.058	環境基準を満たすこと（参考）環境基準0.6以下		0.042	0.056	◎
114-2	河川中のダイオキシン類濃度環境基準達成状況（年平均値）	三尻都市下水路		pg-TEQ/ℓ	0.024	環境基準を満たすこと（参考）環境基準1.0以下		0.070	0.22	◎
115-1	有害大気ベンゼン（年平均値）熊谷市役所			μg/㎥	0.68	環境基準を満たすこと（参考）環境基準3以下		0.94	0.62	◎
115-2	有害大気トリクロロエチレン（年平均値）熊谷市役所			μg/㎥	0.45	環境基準を満たすこと（参考）環境基準200以下		0.67	0.34	◎
115-3	有害大気テトラクロロエチレン（年平均値）熊谷市役所			μg/㎥	0.051	環境基準を満たすこと（参考）環境基準200以下		0.10	0.05	◎
115-4	有害大気ジクロロメタン（年平均値）熊谷市役所			μg/㎥	1.6	環境基準を満たすこと（参考）環境基準150以下		2.9	2.1	◎
116	地下水中の有害物質の環境基準達成状況 ※実施主体は熊谷市であり、過去に有害物質が確認された別府地区及び周辺地域と江南地域について、地下水の汚染状況を継続的に監視するため、市内13地点を定点で測定しています。			%	100	100		100	100	◎

■進捗状況

基本方針Ⅰ－２「有害化学物質等の適正な管理」では、大気中の有害物質に関する数値は、すべての項目で排出基準値や環境基準値を下回っています。

また、地下水中の有害物質に関する環境基準も達成率１００％となっています。

基本方針　Ⅰ－３　循環型社会の構築

５Ｒ（リフューズ＝不要な物の受取拒否、リデュース＝廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リペア＝修理しての使用、リサイクル＝再生利用）への意識啓発や不法投棄対策などに関する取組について説明します。

施策①　廃棄物の発生の抑制、再利用の促進

１　５Ｒ運動の推進

（１）資源物の分別の徹底

資源物の分別をより正確に理解いただくため、ホームページへの掲載、メルくまやごみ分別アプリの配信、市報への掲載、くらしのカレンダーや分別一覧表の配布を行うとともに、雑がみの回収について、ケーブルテレビＪ：ＣＯＭ熊谷・深谷の番組「くまがやくらしの情報局」で周知を図りました。

また、ごみ集積所の看板や分別されていないごみに貼るための警告シールを作成し、分別することを周知しました。

さらに、リサイクルフェアやエコライフフェアでは、分別についての啓発を行いました。

【分別したゴミの種類と回収量】

分別回収したごみの種類	回収量 平成２９年度	回収量 平成３０年度	回収量 令和元年度
カン	４２４．２７０ｔ	３８８．９５０ｔ	３８９．４１０ｔ
ビン	１，１８３．８４５ｔ	１，１３７．７８０ｔ	９７９．２８５ｔ
ペットボトル	５０１．９７５ｔ	４７５．２７５ｔ	４９６．８８０ｔ
不燃ごみ	１，１９６．１４５ｔ	１，３２２．５４５ｔ	１，３２８．８００ｔ
紙資源	２，６４８．６４０ｔ	２，５６９．２５０ｔ	２，７１３．７８０ｔ
新聞	８７６．７２０ｔ	７７５．０７０ｔ	７７５．２９０ｔ
雑誌	８２２．４７２ｔ	８４７．９３０ｔ	９２９．７１０ｔ
ダンボール	８８８．３８０ｔ	８７８．０００ｔ	９３９．１９０ｔ
紙パック	３０．０４８	３３．９９０ｔ	３４．５３０ｔ
その他紙	３１．０２０ｔ	３４．２６０ｔ	３５．０６０ｔ
粗大ごみ	４８３．５００ｔ	５１０．１３５ｔ	６０３．３４５ｔ
小型家電	２３６．１６０ｔ	２２６．１６０ｔ	１７４．７００ｔ

※小売店などで店頭回収された資源ごみ（ペットボトル等）は上記回収量に含みません。

小型家電の回収量が減少していますが、はっきりした理由は不明です。なお、現在、小型家電の引渡価格が下落しており、逆有償になっています。

また市民からの問い合わせに対し、家電リサイクル法対象品目の処理方法などの指導やパソコンに係る各メーカーのリサイクルセンター、廃食用油の回収業者などの紹介を行いました。

・有害ごみの拠点回収　　廃乾電池：３４．９９２ｔ　　廃蛍光管：２０．０４０ｔ
　　鏡他　　：７．７５４ｔ

（２）市民のリサイクル活動の支援

日常生活から排出される廃棄物の中で再利用できる資源を集団回収する団体にリサイクル活動推進奨励金（３円/kg・ℓ）を交付し、資源回収の更なる推進を図りました。

種　　別	回収量(kg)	奨励金(円)
紙　　類	2，631，294kg	7，893，882円
金 属 類	51，001kg	153，003円
布　　類	18，870kg	56，610円
ビ ン 類	1，244kg	3，732円
廃食用油	1，139kg	3，417円
家庭系生ごみ	24，248kg	72，744円
合　　計	2，727，796kg	8，183，388円
リサイクル活動登録団体数:386団体(R2．3．31現在) 令和元年度奨励金申請件数　延べ652件		

（３）ミックスペーパー分別回収の取組

本庁舎及び各行政センターから排出されたミックスペーパー（シュレッダー屑等の紙ごみ）を回収して製紙業者においてトイレットロールに再生し、その一部を購入し、広く配布することでリサイクルの啓発を行いました。また、市報に「雑がみ」の特集記事を掲載し、市民に広く周知しました。

・実績：回収量　１７，９６０ｋｇ、トイレットロール購入数　２，０００ロール

（４）エコショップ認定事業の実施

レジ袋の削減や資源化物の店頭回収などに積極的に取り組む小売店を熊谷市がエコショップとして認定する制度です。認定店の普及と利用者の協力によりごみの減量とリサイクルの推進を図りました。

現在５事業者（ベルク、カスミ、マミーマート、いなげや、コープみらい）の１３店舗が認定されており、店舗ごとにエコ製品の販売、資源物等の店頭回収、マイバッグ等の推進に取り組んでいます。

（５）食品残渣やし尿汚泥、畜産系廃棄物等の再利用

今まではごみとして処分していた有機物についても、肥料化等を行い農地に戻すことや、再資源化し有効活用することで、ごみの排出抑制を図りました。（※Ｐ３８給食センターの取組を参照）

その他、下水汚泥の一部については、セメントの原料としてリサイクルをしました。

■第一水光園の取組

し尿処理工程で発生する脱水汚泥（年間１，２５５．４２ｔ）を肥料会社へ搬出を行い、資源の有効活用を行いました。

■荒川南部環境センターの取組

し尿処理工程で発生する乾燥汚泥年間１３．８ｔと公共施設の生ごみ年間２．３ｔから汚泥発酵肥料を生産し販売（１００円/１０ｋｇ）しました。その他、焼却灰を建設資材の原料としてリサイクルをしました。

・肥料生産量：１１，３１０ｋｇ
・肥料販売量：１１，３５０ｋｇ
・焼却灰量　：２７，３１０ｋｇ

■妻沼南河原環境浄化センターの取組

し尿処理工程で発生する乾燥汚泥年間５．２ｔと公共施設の生ごみ年間１０．４ｔから汚泥発酵肥料を生産し販売（１００円/１０ｋｇ）しました。その他、焼却灰を建設資材の原料としてリサイクルをしました。

・肥料生産量：　９，８７０ｋｇ
・肥料販売量：　５，５００ｋｇ

・焼却灰量　：３０，７７０ｋｇ

■めぬま有機センターの取組

環境保全型農業並びに資源循環型農業の確立を目的として、市内の酪農家から排出された「牛糞尿」（３，５８７ｔ）を原料に「もみがら」と「麦わら」を混入し、乾燥・発酵させて、有機堆肥として再資源化を行いました。

堆肥は「めぬま堆肥くん」として、１０キロ詰めの袋で、ＪＡくまがや各営農経済センター・道の駅めぬまで販売しているほか、希望の方には、直接ほ場に運んで堆肥の散布もしています。

・堆肥販売量：１，４４０ｔ

■下水道の取組

妻沼水質管理センターで発生する下水汚泥は、セメント原料として資源の有効活用を図るために、市内のセメント工場に委託を行い有効活用しました。

■給食センターの取組

学校給食センターで揚げ物に使用した食用油は、全量をリサイクル業者に売り払い、再資源化を行いました。食用油は主に塗料、インク等の原料として再利用されました。

・熊谷学校給食センター　約９，６３６ℓ
・江南学校給食センター　約１，７９７ℓ

また、熊谷学校給食センターの食品残渣６３．６２ｔの堆肥化に取り組みました。

■生ごみ堆肥化

生ごみ再資源化事業として、家庭及び給食センターから排出された、生ごみの一部９０．６ｔ（うち給食センター分約６３．６２ｔ）をＮＰＯ法人くまがや有機物循環センターに委託し堆肥化を行い、再資源化を行いました。

■剪定枝の再資源化

市の業務から発生する剪定枝（合計７４．９ｔ）をリサイクル業者に搬入し、助燃材として再資源化しました。

※剪定枝が対象であり、雑草や落葉等は受入対象ではありません。

（６）リサイクルフェアの開催

ごみとして出された家具・自転車等を手入れし、販売することで、ごみの減量化や資源の再利用についてＰＲを行いました。

■リサイクルフェア

・実 施 日：（春）　５月１８日　　（秋）１０月１９日
・来場者数：（春）１，１００人　　（秋）９００人
・場　　所：環境美化センター地内



（７）市民団体等の取組

■「くまがやくらし友の会」による活動

古着をリフォームし、エコバックやリサイクル小物等を作成し、市内の各種イベントにおいて展示販売を行いました。

（８）マイバッグ・マイボトル利用の啓発

ごみ減量を目的としたマイバッグ・マイボトルの利用について市報及びホームページを通して啓発

を行いました。また、マイボトル利用の促進を図るため、市で作成したオリジナルボトルをエコショップ店頭キャンペーンにおいて、市民に配布しました（配布数７００個）。



（９）ごみ分別アプリの活用

スマートフォン等で手軽に確認できるアプリにより、ごみの種類や曜日など分別・排出方法について必要な情報や注意点を案内しました。

■主な機能

・収集カレンダー　・ごみ分別辞典　・アラート機能　・マップ機能

（１０）熊谷版ごみ分別ＰＲ動画の作成

令和元年度には、市民協働「熊谷の力」事業として、劇団ＤＯＵＢＴ－ダウトが３本の「熊谷版ごみ分別ＰＲ動画」を作成しました。この動画は、ＹｏｕＴｕｂｅにアップされ、６，８００回以上再生されています。

①クマメシ～熊谷市のごみ収集現場に密着～（８分２０秒）

②５Ｒを胸に　（８分４６秒）

③ニャオざねの作ってドキドキ！（ダンボールコンポスト）（８分４６秒）

２　ごみの排出抑制への支援

（１）生ごみ処理容器等の補助

家庭から排出される生ごみの堆肥化等による再利用や自家処理の普及・啓発を図り、排出量の削減を目的にコンポスター等の購入に対し、補助金を交付しました。

・コンポスター　　：５６基　　２５５，４００円

・バケツタイプ　　：　６基　　１６，０００円

・電気式生ごみ処理機：７１基　１，７３９，７００円

また、令和元年度は、ダンボールコンポストの基材７４袋を無料で配付しました。これからも、様々な市民のごみ減量への取組を支援します。

（２）給食残渣の削減

給食の食べ残しをしないよう児童に教育するとともに、給食残渣量のサンプル調査を実施し、調理方法や献立作成の参考として、食品ロスの削減に努めました。

３　ごみの資源化の推進

（１）大里広域市町村圏組合の取組

熊谷衛生センター及び江南清掃センターにおいて、燃えるごみとして搬入されたものの内、紙類（雑誌、新聞紙及びダンボール）について、搬入者の了解を得て古紙業者に売却しました。

・売却量：５４ｔ（熊谷衛生センター：３６ｔ、江南清掃センター：１８ｔ）

熊谷衛生センター及び江南清掃センターから排出する焼却灰は、セメント工場にてセメント原料として資源化しました。

・資源化量：８，３４６ｔ

大里広域クリーンセンターにおいて、手選別及び機械選別により、鉄、カレット、空きビン、ペットボトル、非鉄金属などを回収しリサイクル業者に売却しました。

・搬 入 量：４，３９５．８８ｔ

・資源化量：２，９４１．００ｔ

・資源化率：６６．９％

■大里広域市町村圏組合へのごみ及び資源物の搬入量　※市（直営及び委託）の収集に限る）

	平成29年度　（t）	平成30年度　（t）	令和元年度　（t）
熊谷衛生センター	28,762	26,904	34,475
江南清掃センター	12,114	12,083	7,938
外　　部	1,656	3,782	358
クリーンセンター	3,926	3,941	3,911
計	46,456	46,709	46,682

※ 施設の修繕工事等による休炉の際は、外部（組合外の施設）に搬入している。

（２）学校給食センターの取組

給食食材の入っていた箱を分別し、ダンボールを古紙業者に売却しました。

・実績：ダンボール　２４．５４ｔ

（熊谷学校給食センター：２２．８ｔ、江南学校給食センター：１．７４ｔ）

（３）ペットボトルエコステーションの設置

清涼飲料水の需要が増える夏季に市役所や各行政センター、公民館など３７の公共施設に「ペットボトルエコステーション」を設置しペットボトルの資源回収を行いました。

・回収量：７．８９ｔ

（４）「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」への参加

これまで燃えるごみとして出されていた、「使用済みインクカートリッジ」の回収箱を市内８箇所に設置し資源を有効活用することで、ごみの減量化を図りました。令和元年度は約２０２ｋｇのインクカートリッジを回収し、再資源化しました。

【インクカートリッジ里帰りプロジェクト】

使用済みインクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するため、プリンターメーカーが共同で運営するプロジェクトです。

（５）携帯電話のリサイクル

知的障がいがある方のスポーツ活動（スペシャルオリンピックス）を不要な携帯電話の回収を通じた資源売却益で支援しました。

本市も市内４箇所に携帯電話回収ボックスを設置し、プロジェクトへ参加しています。令和元年度は５箱、８．４ｋｇの携帯電話を回収し、支援しました。

４　計画的な廃棄物処理の推進

熊谷市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

ごみ処理施策の計画的な推進を目的に平成３０年度に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間平成３１～令和１０年度の長期計画）に基づき、当該年度のための熊谷市一般廃棄物処理実施計画を策定し、これに基づきごみ処理を行いました。

施策②　不法投棄対策の推進

１　産業廃棄物対策

（１）不法投棄されている産業廃棄物の山の解消

不法投棄された産業廃棄物の回収に係る財政支援について県に要望するなどの働きかけを行いました。特に県道や市道の境まで積まれた産業廃棄物に起因する事故や火災が起きないよう、撤去や安全対策について早急な対応を依頼しました。市内には、県が指定した２１箇所の産業廃棄物の山があります。市では、定期的に周囲に不法投棄等がないかパトロールを行いました。

（２）通報体制の整備

環境美化推進員や自治会長等からの情報提供を受けて、ごみの不法投棄を早期に発見し、速やかに撤去しました。令和元年度の不法投棄苦情処理件数は５４件でした。

（３）不法投棄パトロールの実施

農業委員会事務局では、既存の産業廃棄物投棄箇所の不法投棄パトロールを行い、同所２４か所に廃棄物が持ち込まれないよう、監視を行いました。

また、新たに農地へ不法廃棄されないよう、農地転用申請の現地調査時にあわせ、市内の農地パトロールを行うとともに、農業委員会事務局と県で年２回、違反転用の重点パトロール（３か所）を行い、違反者、地権者に対して、是正指導を実施しました。

新たに不法投棄されてしまった事案に関しては、不法投棄禁止の看板の設置や、地権者に農地の適正管理について依頼をする等の対応を実施しました。

農業委員・農地利用最適化推進委員に対しては、農地への不法投棄等の監視について呼びかけ、農地所有者に不法投棄されないように注意喚起を行いました。

その他、ホームページや市報に関連記事を掲載し、一般市民にも農地への不法投棄について周知しました。

（４）廃棄物処理の適正指導

■一般廃棄物収集運搬許可車両の搬入状況検査

一般廃棄物収集運搬許可車両によるごみの搬入が適正に行われているかの抜き打ち検査を熊谷衛生センターで実施しました。併せて排出業者あてのチラシ（事業者としての責務、一般廃棄物、産業廃棄物簡易分類表）を作成し、収集運搬事業者を通じて配布しました。

■事業者のごみ処理の周知

令和元年９月３０日に熊谷市一般廃棄物処理業者研修会を江南庁舎で開催し、ごみ処理業者としての責務や、ごみ処理施設への搬入ルール等の研修を行いました。（６６社出席）
また、市報やホームページ等において、事業系ごみの適正処理について周知を図りました。

２　ごみの散乱防止策の啓発

（１）路上喫煙状況調査

路上喫煙による受動喫煙被害と吸殻のポイ捨てを防止するため「熊谷市路上等の喫煙及び吸い殻の散乱の防止に関する条例」による迷惑喫煙の防止対策を実施しています。

熊谷駅周辺及び籠原駅周辺で、通勤通学時間帯及び夕方に路上喫煙者数の調査を実施し、また、吸殻のポイ捨て状況の調査を実施しました。

・路上喫煙者数　１１人（実施日：１０月２９日、３０日、３１日）
・散乱吸殻本数　３４８本
（熊谷駅周辺３１５本、籠原駅周辺３３本。実施日：１０月２９日、３０日、３１日、１１月１日）

（２）熊谷市土砂等のたい積に関する条例

この条例は、無秩序な土砂のたい積を防止することにより、市民の生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的として平成１９年７月１日に施行され、令和元年度は１２件の許可を行いました。

（３）あき地の適正管理

市民からの相談等に基づき、熊谷市あき地の環境保全に関する条例により、不法投棄、害虫、火災の発生を未然に防止することを目的として、現地確認及び所有者の調査を行い、あき地の所有者に対して、

訪問や通知等により、適正な管理をするよう促しました。
・指導件数：１６５件（相談件数：１８５件）

（４）ごみ集積所の整備

■自治会などへごみ集積所の看板・マグネットシート、カラス除けのネットなどを無料配布しました。
・支柱　５４本　・台座　５１個　・看板　１４０枚　・水曜プレート　１０２枚
・マグネットシート（カン）　２５２枚　・マグネットシート（ビン）　２４２枚
・マグネットシート（ペットボトル）２３３枚　・マグネットシート（不燃ごみ）　２３４枚
・カラス除けネット（大）　２４０枚　・カラス除けネット（小）　２７３枚

（５）ごみ散乱防止パトロール

担当課職員や熊谷駅前防犯センター安心館職員によるごみ散乱防止のためのパトロールを実施しました。

★　環境指標と進捗状況

◎：2027 年度の目標値を達成している。　○：2022 年度の中間目標値を達成している。　△：計画策定時の現状値より改善している。
×：計画策定時の現状値より悪化している。　－：現状値がない等により評価をしていない。

No.	環境指標	単位	計画策定時現状値（H28年度）	計画策定時中間目標値（R4年度）	目指す方向（R9年度）	現状値		評価
						H30	R1	
117	市民一人一日当たりのごみの排出量	g	1,114	1,050	1,000	1,123	1,131	×
118	ごみの資源化率	%	22.2	24	25	20.1	20.0	×
119	マイバッグを利用している市民の割合	%	59.2	63	65	57.8	57.3	×
120	リサイクルフェアの来場者数	人	1,750	1,800	2,500	2,100	2,000	○
121	コンポスター・生ごみ処理容器購入補助件数	件（累計）	3,735	4,300	4,800	4,037	4,170	△

■進捗状況

基本方針Ⅰ－３「循環型社会の構築」では、「市民一人一日当たりのごみの排出量」、「ごみの資源化率」及び「マイバッグを利用している市民の割合」が悪化しています。「市民一人一日当たりのごみの排出量」については、県内でも多い傾向にあり、５Ｒ（リフューズ＝不要な物の受取拒否、リデュース＝廃棄物の発生抑制、リユース＝再使用、リペア＝修理しての使用、リサイクル＝再生利用）を推進する必要があります。

一方で不法投棄や空き地に関する相談は増加傾向にあります。ごみの不法投棄をしにくい環境を作るためにも、土地所有者による適正な管理・協力が必要となります。

■令和元年度　熊谷市のごみ排出量と行方

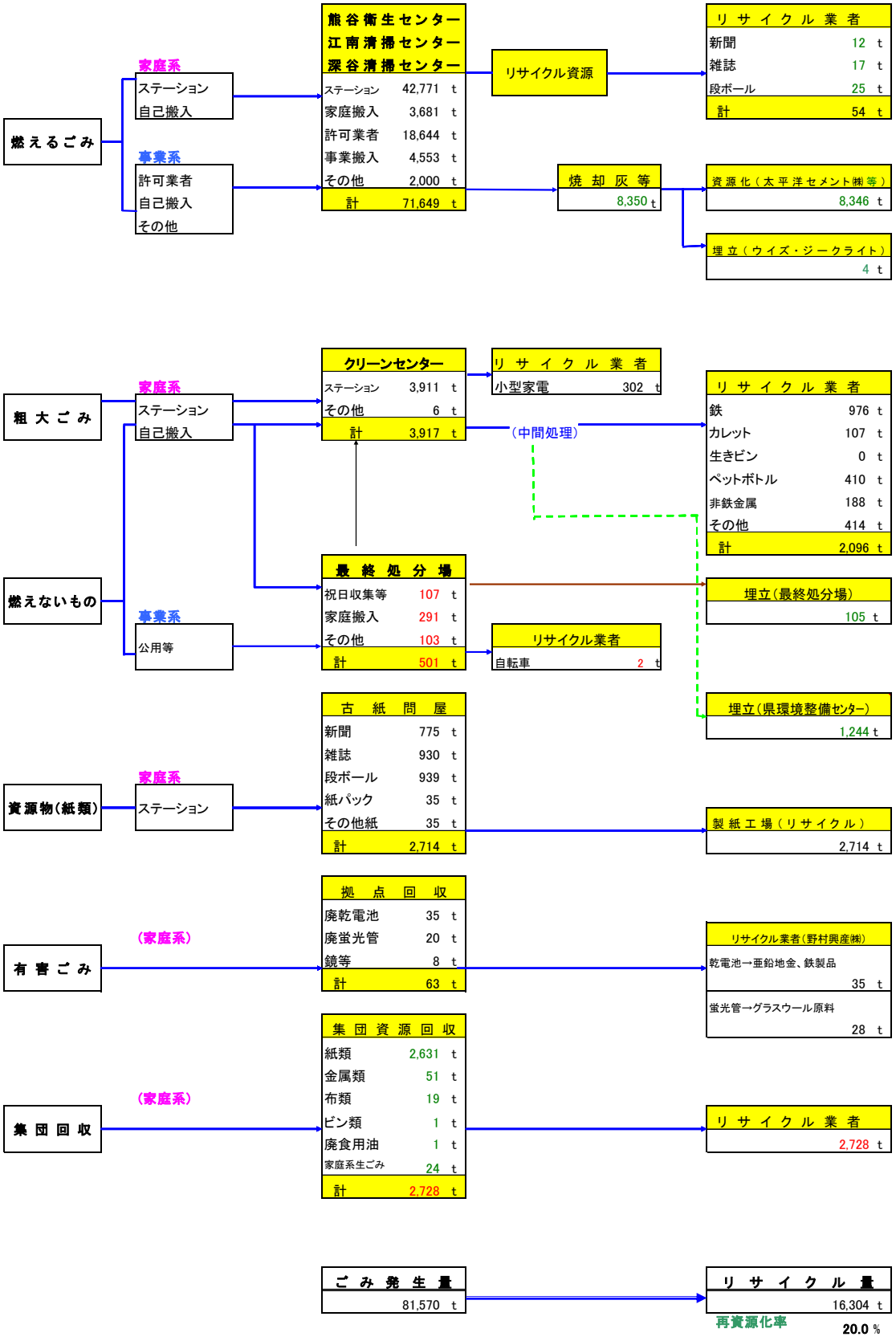

令和元年度　熊谷市のごみ排出量と行方（台風第19号に伴う災害廃棄物）※稲わら等

